

総務委員会会議記録

総務委員会委員長 岩崎 友一

- 1 日時
平成 27 年 3 月 3 日（火曜日）
午前 10 時 1 分開会、午前 11 時 54 分散会
- 2 場所
第 1 委員会室
- 3 出席委員
岩崎友一委員長、軽石義則副委員長、柳村岩見委員、嵯峨老朗委員、佐々木博委員、
小田島峰雄委員、佐々木順一委員、工藤大輔委員、久保孝喜委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
清川担当書記、中平担当書記、藤本併任書記、及川併任書記、小野併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 秘書広報室
東大野秘書広報室長、保副室長兼首席調査監、八重樫調査監、
菅原参事兼秘書課総括課長、野中広聴広報課総括課長
 - (2) 総務部
小田島総務部長、佐藤副部長兼総務室長、宮参事兼管財課総括課長、
小向総合防災室長、山崎入札課長、工藤放射線影響対策課長、熊谷人事課総括課長、
五月女財政課総括課長、細川法務学事課総括課長、小向税務課総括課長、
會川防災危機管理監、佐々木防災消防課長、及川総務事務センター所長
 - (3) 政策地域部
齋藤政策地域部長、大平副部長兼政策推進室長、菊池副部長兼地域振興室長、
千葉科学 I L C 推進室長、森政策監、高橋調整監、菊池評価課長、
伊勢分権推進課長、泉市町村課総括課長、小原調査統計課総括課長、
古舘情報政策課総括課長、佐々木交通課長、藤田県北沿岸・定住交流課長
 - (4) 復興局
中村復興局長、小野寺技監兼副局長、大友副局長、佐野参事兼生活再建課総括課長、
石川復興推進課総括課長、遠藤まちづくり再生課総括課長、
石田産業再生課総括課長
 - (5) 国体・障がい者スポーツ大会局
松岡国体・障がい者スポーツ大会局長、岩間副局長、小友総務課総括課長、

安部施設課総括課長、藤澤競技式典課総括課長、
伊藤障がい者スポーツ大会課総括課長

(6) 出納局

菅原会計管理者兼出納局長、田中出納指導監兼管理課長

(7) 議会事務局

新屋議会事務局次長、大越総務課総括課長

(8) 選挙管理委員会事務局

泉選挙管理委員会事務局書記長

(9) 人事委員会事務局

佐藤人事委員会事務局長、花山職員課総括課長

(10) 監査委員事務局

菊池監査委員事務局長、佐藤監査第一課総括課長

(11) 警察本部

安岡警務部長、照井参事官兼警務課長、一方井参事官兼生活安全企画課長、
藤田参事官兼交通企画課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 議案の審査

ア 議案第 82 号 平成 26 年度岩手県一般会計補正予算（第 7 号）

イ 議案第 90 号 平成 26 年度岩手県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）

ウ 議案第 91 号 平成 26 年度岩手県証紙収入整理特別会計補正予算（第 1 号）

エ 議案第 100 号 岩手県防災会議条例の一部を改正する条例

オ 議案第 101 号 自治振興基金条例の一部を改正する条例

カ 議案第 135 号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定める
ることに関し議決を求めることについて

キ 議案第 136 号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定め
ることに関し議決を求めることについて

9 議事の内容

○岩崎友一委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。

この際、先般の人事異動により、新たに就任された方を御紹介いたします。

新任の堀誠司警察本部長を御紹介いたします。

○堀警察本部長 1 月 23 日付で警察本部長を命ぜられました堀でございます。岩手県の
良好な治安の維持、そして向上に全力を尽くしてまいりたいと考えております。どうぞ御
指導、御鞭撻方よろしくお願いいたします。

○岩崎友一委員長 以上で、人事紹介を終わります。

これより、本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により、会議を開きます。

それでは、議案の審査を行います。初めに、議案第 82 号平成 26 年度岩手県一般会計補正予算（第 7 号）第 1 条第 1 項、同条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳入各款、歳出第 1 款議会費、第 2 款総務費、第 3 款民生費のうち復興局関係、第 9 款警察費、第 11 款災害復旧費第 1 項庁舎等施設災害復旧費のうち総務部関係及び警察本部関係、第 12 款公債費及び第 13 款諸支出金、第 2 条第 2 表繰越明許費補正中、第 2 款総務費、第 9 款警察費、第 11 款災害復旧費、第 1 項庁舎等施設災害復旧費のうち総務部関係及び警察本部関係並びに第 4 条地方債補正を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○五月女財政課総括課長 議案第 82 号平成 26 年度岩手県一般会計補正予算（第 7 号）について御説明申し上げます。少し長くなりますが、御容赦願います。

議案（その 3）の 1 ページをお開き願います。今回の補正は、国の経済対策に呼応しまして、生活者、事業者への支援、地方の活性化、災害復興への対応を推進するとともに、県税等の歳入の最終見込みや事業費の確定等に伴う所要の補正を行うものであります。

まず、第 1 条ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 398 億 8,242 万 8,000 円を減額し、総額を 1 兆 174 億 299 万 8,000 円とするものであります。

第 2 項歳入歳出予算の補正の款項の区分等につきましては、2 ページから 10 ページの第 1 表のとおりであります。これにつきましては後ほど予算に関する説明書により御説明申し上げます。

次に、第 2 条繰越明許費の補正につきましては第 2 表、第 3 条債務負担行為の補正につきましては第 3 表、第 4 条地方債の補正につきましては第 4 表のとおりでありますので、順次御説明を申し上げます。

まず、11 ページをお開き願います。第 2 表繰越明許費補正のうち、当委員会所管に係るものは 2 款総務費、21 ページ、9 款警察費、22 ページ、11 款災害復旧費、1 項庁舎等施設災害復旧費のうち、厚生福利福祉施設災害復旧事業費及び警察施設災害復旧事業でありまして、事業執行に不測の日数を要したものなど合わせて 30 事業を追加しております。

25 ページをお開き願います。第 3 表債務負担行為補正につきましては、追加、変更とも当委員会所管にかかるものはございません。

次に、28 ページをお開き願います。第 4 表地方債補正につきましては、障がい者支援施設等整備など 5 件について起債の限度額を変更しようとするものであります。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、便宜予算に関する説明書により御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

予算に関する説明書の 3 ページをお開き願います。まず、歳入について御説明申し上げます。1 款県税のうち 1 項県民税につきましては、配当割の増等によりまして 17 億 4,500 万円の増となっております。4 ページ、2 項事業税につきましては、企業の業績回復等に

よりまして 17 億 2,500 万円の増、5 ページ、3 項地方消費税につきましては 6 億 7,200 万円の増となっております。続いて 6 ページ、4 項不動産取得税につきましては 2 億 2,800 万円の減、7 ページ、5 項県たばこ税は 500 万円の増、8 ページ、6 項ゴルフ場利用税は 1,300 万円の減、9 ページ、7 項自動車取得税は 2 億 6,300 万円の減、10 ページ、8 項軽油引取税につきましては 1 億 5,700 万円の増、11 ページ、9 項自動車税は 3 億 1,900 万円の増、12 ページ、11 項狩猟税は 100 万円の減、13 ページ、12 項産業廃棄物税は 400 万円の減、14 ページ、13 項旧法による税は特別地方消費税について 100 万円減額するものであります。

15 ページ、2 款地方消費税清算金は、都道府県間の調整のため他県からの支払いを受けものであるのですが、7 億 4,400 万円の増となっております。

16 ページ、3 款地方譲与税の 1 項地方法人特別譲与税は 19 億 7,800 万円の増、17 ページ、2 項地方揮発油譲与税は 2 億 1,000 万円の減、18 ページ、3 項石油ガス譲与税は 1,200 万円の減、19 ページ、4 項地方道路譲与税は 99 万 9,000 円の減、20 ページ、5 項航空機燃料譲与税は 1,000 万円の増となっております。

21 ページ、4 款地方特例交付金につきましては 1,398 万 6,000 円の増となっております。22 ページ、5 款地方交付税につきましては、震災復興特別交付税の整理などによりまして、170 億 4,584 万 2,000 円の減となっております。

23 ページ、7 款分担金及び負担金は、それぞれ事業費の確定に伴う整理等であります。まず、1 項分担金につきましては 6,690 万 4,000 円の減、24 ページ、2 項負担金につきましては、1 目民生費負担金から、25 ページの 6 目災害復旧費負担金まで、合計 1 億 1,680 万 8,000 円の減となっております。

26 ページ、8 款使用料及び手数料は、最終的な収入見込みにより、それぞれ整理を行ったものであります。1 項使用料につきましては、1 目総務使用料から、29 ページの 9 目教育使用料まで合計で 1 億 957 万 9,000 円の減となっております。

次に 30 ページ、2 項手数料につきましては、1 目総務手数料から、33 ページの 9 目教育手数料まで、合計で 6,358 万 6,000 円の増となっております。

続いて 34 ページ、9 款国庫支出金につきましては、事業費の確定による整理等ございまして、1 項国庫負担金につきましては、1 目民生費負担金から、37 ページの 6 目災害復旧費負担金まで、合計で 100 億 8,569 万 3,000 円の減となっております。

続いて 38 ページ、2 項国庫補助金につきましては、1 目総務費補助金から、47 ページの 11 目開発指定事業高率補助精算金まで、国の経済対策での交付金など合計 82 億 7,745 万 4,000 円の増となっております。

次に 48 ページ、3 項委託金につきましては、1 目総務費委託金から、50 ページの 7 目教育費委託金まで、合計 5 億 3,701 万 6,000 円の減となっております。

続いて 51 ページ、10 款財産収入、1 項財産運用収入につきましては、52 ページの合計欄にございますが、297 万 3,000 円の減となっております。

53 ページ、2 項財産売払収入につきましては、不動産等の売り払い実績による整理等でございまして、1 目不動産売払収入から、54 ページの 5 目償還金まで、合計で 6 億 1,939 万 7,000 円の増となっております。

55 ページ、11 款寄附金につきましては、いわての学び希望基金など合計 7 億 8,686 万 4,000 円の増となっております。

56 ページ、12 款繰入金のうち 1 項特別会計繰入金につきましては、各繰入金の整理を行うものでございまして、合計で 2 億 9,679 万 4,000 円の増となっております。

57 ページ、2 項基金繰入金につきましては、自治振興基金等の活用を図るほか、実績に伴う整理などを行うものでありまして、178 億 6,746 万 5,000 円の減となっております。

次に 58 ページ、13 款繰越金につきましては、平成 25 年度決算に基づく繰越金について、59 億 4,874 万 6,000 円を計上するものであります。

59 ページ、14 款諸収入のうち、1 項滞納金、加算金及び過料等につきましては、県税収入にかかる延滞金や加算金等の整理でありまして、合計 8,149 万 9,000 円の増となっております。

60 ページ、2 項預金利子につきましては 2,175 万 3,000 円の減、61 ページ、3 項公営企業貸付金元利収入につきましては 10 億 100 万円の減、62 ページ、4 項貸付金元利収入につきましては、中小企業東日本大震災復興資金貸付金など合計 88 億 1,005 万 5,000 円の減となっております。

63 ページ、5 項受託事業収入につきましては、次ページの合計欄にございますが、2 億 6,772 万 7,000 円の減、65 ページ、6 項収益事業収入につきましては、宝くじ発売収益金について 9,537 万 9,000 円の減となっております。

66 ページ、7 項利子割精算金収入は 123 万 7,000 円の減、67 ページ、8 項雑入につきましては、1 目滞納処分費から 4 目雑入まで、補正額の合計は 72 ページでございますが、7 億 4,193 万 5,000 円の減となっております。

73 ページ、15 款県債につきましては、1 目総務債から、75 ページの 10 目臨時財政対策債まで、合計 58 億 2,138 万 9,000 円の減となっております。

なお、県債残高につきましては、少し飛びまして 238 ページでございます。地方債の年度末における現在高の見込みに関する調書でございますが、事業区分ごとの説明は省略させていただきます。239 ページの上から 5 行目の計の欄をごらん願います。中ほどの、今回の補正での記載額の減、58 億 2,138 万 9,000 円と、その右の元金償還見込額の増、3 億 6,153 万 3,000 円によりまして、補正後の平成 26 年度末現在高見込額は、一番右の欄でございますが、1 兆 3,938 億 1,618 万円となるものでございます。

それでは、76 ページをお開き願います。当委員会所管の歳出について御説明申し上げます。まず 1 款議会費、1 項議会費につきましては、1 目議会費、2 目事務局費、77 ページの 3 目議員会館費とも、所要額の確定等に伴う整理でありまして、合計で 311 万 1,000 円の減額となっております。

78 ページ、2 款総務費の主な内容について申し上げます。1 項総務管理費につきましては、1 目一般管理費は管理運営費等の整理、80 ページの 4 目財政管理費は、東日本大震災津波復興金積立金の増等でありまして、合計は 83 ページでございますが、1,580 万 1,000 円の増額となっております。

84 ページ、2 項企画費につきましては、1 目総務企画費は、いわての学び希望基金や東日本大震災復興交付金基金への積み立ての増など、2 目計画調査費は、まち・ひと・しごと創生法に基づき岩手県の総合戦略を策定する経費の増など、86 ページ、4 目科学技術振興費は、産学共同研究の支援等の増などでありまして、合計は 183 億 8,906 万 5,000 円の増額となっております。

87 ページ、3 項徴税费につきましては、1 目税務総務費の県税還付金の整理、2 目賦課徴収費の軽油引取税特別徴収交付金の減など、合計は 88 ページでございますが、2 億 9,803 万 1,000 円の減額となっております。

89 ページの 4 項地域振興費につきましては、1 目地域振興総務費は、集落の再生活活性化に向けた取り組みに対する支援経費などの増、90 ページ、3 目交通対策費は、三陸鉄道強化促進協議会負担金等の増など、合計は 275 万円の増額となっております。

次に 91 ページ、5 項選挙費につきましては、3 目衆議院議員選挙及び裁判官国民審査費の減などによりまして、合計は 92 ページの 1 億 5,526 万 6,000 円の減額となっております。

次に 93 ページ、6 項防災費についてであります。1 目防災総務費は各経費の整理等、2 目消防指導費は 94 ページ、消防学校運営費の増などによりまして、合計は 2,102 万 2,000 円の増額となっております。

95 ページ、7 項統計調査費につきましては、国庫委託金の確定等に伴うものであり、合計は 96 ページでございますが、2,532 万 7,000 円の減額となっております。

97 ページ、8 項人事委員会費につきましては、1 目委員会費及び 2 目事務局費とも執行見込みを踏まえた整理でありまして、合計は 98 ページでございますが、64 万 9,000 円の減額となっております。

99 ページ、9 項監査委員費につきましても同様の整理でありまして、合計で 441 万 8,000 円の減額となっております。

100 ページ、10 項国体・障がい者スポーツ大会費につきましては、運営基金積立金や執行見込みを踏まえた整理等でありまして、合計で 19 億 2,589 万 5,000 円の増額となっております。

以上、2 款総務費の補正予算額の合計は 198 億 7,084 万 3,000 円の増額でございます。

次に、114 ページをお開き願います。3 款民生費、5 項災害救助費のうち、当委員会の所管は、説明欄にございます復興局関係でありまして、応急仮設住宅にかかる経費の整理や災害援護資金貸付金の減などにより、9 億 5,570 万 7,000 円の減額となっております。

次に、少し飛びまして 184 ページをお開き願います。9 款警察費、1 項警察管理費であります。1 目公安委員会費から、186 ページの 6 目恩給及び退職年金費まで、各経費の

執行見込みを踏まえた整理等ございまして、合計は1,761万円の減額となっております。

187 ページ、2 項警察活動費であります。1 目一般警察活動費から、次ページの3 目交通指導取締費まで、交通安全施設整備費など各経費の執行見込みを踏まえた整理等ございまして、合計は5,387万円の減額となっております。

以上、9 款警察費の補正総額は7,148万円の減額でございます。

次に、209 ページをお開き願います。11 款災害復旧費、1 項庁舎等施設災害復旧費のうち当委員会所管分は、1 目庁舎等施設災害復旧費のうち厚生福利施設災害復旧事業費が224 万6,000 円の増額、2 目警察施設災害復旧費が938 万4,000 円の増額となっております。

219 ページをお開き願います。12 款公債費につきましては、2 目利子の減などによりまして、合計で10 億1,363 万4,000 円の減額となっております。

次に220 ページですが、13 款諸支出金、2 項公営事業出資金につきましては、執行見込額を踏まえて191 万9,000 円を減額するもの、221 ページ、3 項公営企業負担金につきましては14 億8,831 万6,000 円の増額となっております。

222 ページ、4 項地方消費税清算金につきましては、都道府県間の調整のため、他府県への支払いでございますが、7 億2,586 万1,000 円の増額、223 ページ、5 項利子割交付金につきましては、税収の最終見込みによる市町村への交付金の整理でありまして、1,920 万7,000 円の減額となっております。

224 ページ、6 項配当割交付金以降も執行見込額を踏まえての整理であります。3 億2,519 万8,000 円の増額、225 ページ、7 項株式等譲渡所得割交付金は2 億780 万6,000 円の増額、226 ページ、8 項地方消費税交付金は3 億7,579 万2,000 円の増額、227 ページ、9 項ゴルフ場利用税交付金は899 万1,000 円の減額、228 ページ、10 項自動車取得税交付金は3,932 万7,000 円の減額、229 ページ、11 項利子割精算金は95 万4,000 円の増額となっております。

以上、13 款諸支出金の補正総額は30 億5,448 万3,000 円の増額となっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○岩崎友一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○柳村岩見委員 説明では全然理解できませんが、県税収入のくくりの部分で、今の時点で説明されたとおりだと思うのです。それをまとめますと、平成26年度の県税収入の予測は、どういう結果になりそうなのですか。マスコミ報道もあると思うのですが、そのところを、この場ではやっぱり質問しておかなければと。

○小向税務課総括課長 平成26年度の県税収入の総括的なくくりというお話でございましたけれども、当初予算から四十数億の増額決算という見込みでございます。その主な内容というのは、やはり法人関係税、これが大きな伸びでございます。これは復興需要というふうなことに象徴されます。中でも建設業の部分が非常に大きゅうございます。この建設業の伸びというのは、近年まれに突出しているわけですが、逆に製造業というのは、

沿岸の業者なのですけれども、少しずつ成長はしてきているのですけれども、それほど伸びが大きくなって、こちらのほうは、復興需要の恩恵というものはまだそれほど顕著には出てきていないと。今後に期待するところではございますけれども、そういうふうな経済状況といいますか、業者の勝ち負けみたいなことは言いませんけれども、いずれ伸びてはきておるのですが、総括的に建設業の復興需要、ほぼそれに支えられているというふうな印象を受けております。

また、自動車税も本県では大きい部分でございますが、自動車税に関しましても、被災車両が5年間非課税の制度があったのですが、こちらの課税がややふえてきてございます。

それから、本県は軽油引取税も自動車税と並んで大きなシェアを占めてございますけれども、これもやはり工事関係車両の動きだろうと思いますが、軽油引取税の伸びも出てきておまして、これらに支えられた、まさに復興需要による増収というふうなことが言えるのかなというふうに思っております。

○**嵯峨耆朗委員** 2点ですけれども、55ページ、歳入のいわての学び希望基金ですけれども、6億3,324万4,000円。歳出のほうで見ると、83ページ、いわての学び希望基金積立金8億3,000円。このかわりというか、このような寄附金があって、歳出は8億円になっている。6億円が8億円になっている、その分の差額がどういうふうになっているのかわからないけれども、全体として基金は幾らになっているのか。

寄附金そのまま積立金になっているわけではないですね、プラスになっていますよね。ですから、そういった部分というのは、単純な話かもしれないけれども、その差額はどこから来たのか、その前のものなのか、ちょっとわからないのですけれども。

○**石川復興推進課総括課長** いわての学び希望基金につきましては、毎年予算を組んでおりまして、一旦基金のほうに積んでございます。今回につきましても、基金の積み増しという形で積み立ててございます。基金を使った事業については、それぞれの関係部局において行っているわけでございますが、それは繰入金という形で一般会計の歳入に計上しております。

○**嵯峨耆朗委員** 関係ないんだね。ことしの寄附金が大体それぐらいで確定したと。それまでの積み立てもあって、加えて、その中からことしはこのぐらい出たという理解でいいのですね。

○**石川復興推進課総括課長** はい。

○**嵯峨耆朗委員** そういうことなのです、ありがとうございます。

もう一点ですけれども、地域振興総務費のところのいわて地域活力活性化推進事業費1億幾らですね。これは提出予定議案等説明会では、人口減少問題に対応するため全県的な移住推進体制整備等々ということなのですけれども、具体的にはどういった事業内容ですか。

○**藤田県北沿岸・定住交流課長** この事業は柱が三つございまして、一つはふるさとづくり推進事業ということで、いわゆる定住交流人口の拡大を図るための事業でございます。具体的には、東京に移住の相談員を新たに配置するものでございます。二つ目は、集落再

生活活性化支援事業ということでございまして、地域のコミュニティ機能の低下に対応するために、地域の具体的な活動をしている団体への支援を行うというものが主なものでございます。三つ目でございます、県北振興重点支援事業ということでございまして、アパレル関係の事業者のセミナー等に関する事業を組んでございます。

○**嵯峨耆朗委員** 平成 26 年度補正は、当たり前質問かもしれないのですが、具体的には、平成 27 年度以降に、いつごろからどうなって、事業が実際には進んでいくのですか。

○**藤田県北沿岸・定住交流課長** これは補正措置でございまして、繰り越しをさせていただきまして、そしてその後事業執行するという予定でございます。

○**嵯峨耆朗委員** ということは、具体的に、平成 27 年度予算と同じように 4 月以降から募集したりとか。東京に定住促進のための人員を配置するということは、4 月 1 日から決めて配置するということなのですか。

○**藤田県北沿岸・定住交流課長** 説明が不十分で大変申しわけございませんでした。基本的には、平成 27 年度以降の事業ということで執行させていただきます。委員の御指摘がありました、相談員につきましては 4 月からというか、相手方の期間の調整が済んだ後に、速やかに配置したいと考えてございます。

○**嵯峨耆朗委員** 了解しました。

ついでに、全然違うところなのですが、三陸ジオパーク観光創造事業費とありますね、これは大変いいことだとは思いますが、せんだって室戸世界ジオパークというのを見てきたのですが、県としては、この三陸ジオパークを、世界ジオパークの登録を目指していくとか、そういったことまで考えているのでしょうか、どうでしょうか。

○**藤田県北沿岸・定住交流課長** 三陸ジオパークにつきましては、最終的には世界認定を目指すということにしておりますが、平成 25 年 9 月に日本ジオパークとして認定された際に、日本ジオパーク委員会から宿題を頂戴してございます。その宿題を確実にこなしていった、それを見据えた後に、世界ジオパークのことを考えてございます。今の段階では、まず日本ジオパークできちんと活動しようという形で、指摘された課題等の解決に全力を挙げて取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○**嵯峨耆朗委員** 室戸市に行ったとき、県の職員の方で出向されている担当の課長に、非常に詳しくいろいろ説明してもらいました。何か聞いていると、今言われたとおりで、日本ジオパークもそうなのでしょうけれども、ジオパークであることを維持するために、何かをすると、これをしてはいけない、あれをしてはいけないというのが山とあるのです。ですから、そういったものというのは、例えば先進地ではなくても、世界ジオパークでなくてもいいのですが、具体的に、その担当の課長は非常に詳しく、室戸でなくても北海道でもいろいろあると思うのですが、そういったところと情報交換しながら、参考にしていけばよりよくなるのではないかと思います。何かあれば。

○**藤田県北沿岸・定住交流課長** 私どもの三陸ジオパークはまだまだいろいろ課題がござ

います。委員御指摘の先進事例等を参考にしながら、確実に日本ジオパークへの、先ほど申し上げた活動をしていきたいと考えてございます。

○佐々木博委員 地方債の現在高の見込みに関する調査に関して、基本的なことなのですからけれども簡単に伺いたいと思います。これは臨財債の関係なのですが、毎年この当該年度中の元金償還見込額を立てて償還しているわけですからけれども、この地方交付税額に基づく償還の見込額というのは、結局は現実に償還している金額とは違いますよね。本県の場合、期間を長くして償還しているので、この差額が生じていると私は説明を受けているわけですからけれども、この元金償還の見込額というのは、本県で試算し直した、要するに期間を長くした見込額で計上されているのかどうか。この点だけ確認させていただきたいと思います。

○五月女財政課総括課長 償還に当たりましては、まさに本県が、長期の全国同一償還条件に基づいて返済しているものでございますので、御指摘のとおりとなっております。

○久保孝喜委員 補正の概略的な意図という点で少しお聞きをしたいのですが、今回国の緊急経済対策に呼応したさまざまな事業が提起されておりますが、この緊急経済対策にかかる分の補正額というものの分けがもしあれば、その点をまず示していただきたいと思います。

○五月女財政課総括課長 今回の補正のうち398億円ほど減額するものですが、そのうち国の経済対策に呼応しました部分につきましては84億3,900万円ほどとなっております。

○久保孝喜委員 その方向性について、3点ほど説明資料の中にあるわけですが、生活者、事業者への支援、地方の活性化、それから災害危機等への対応、この3分類で言うとうどんどの金額になるのか、概算で結構です。

○五月女財政課総括課長 まず、1点目の生活者、事業者への支援ということで17億7,600万円でございます。二つ目の柱の地方の活性化、こちらは59億6,100万円、3点目の災害危機等への対応ということで、こちらは7億200万円という形になっておりまして、いずれ国のほうで示されましたメニューといいますか、経済対策に呼応する形で予算措置をさせていただいたというところでございます。

○久保孝喜委員 そこで、交通対策費について伺いますが、この3,299万7,000円の補正ですが、補正前が1,100万円ぐらいの予算でしたから、それに比べるとかなり大きいわけですからけれども、このうち経済対策と言われるものは、この金額のうちどれぐらいを占めているのかちょっと示していただきたいと思います。

○佐々木交通課長 国の基金によりまして、交通関係の2月補正分の増額ということでございます。一つには、三陸鉄道強化促進協議会負担金というのがございまして、ここで3,990万円の増でございますが、このうちの3,400万円が交付金に対応しているものでございます。それからもう一つが地域公共交通活性化推進事業費補助ということで1,500万円の増額をお願いしておりまして、この分のうち1,000万円が国のほうの交付金を財源とするものでございます。

○久保孝喜委員 ちなみに、この強化促進協議会なるもののさまざまな事業のうち、沿線市町村が負担している分はどの程度なのか、おわかりであれば示していただきたい。

○佐々木交通課長 三陸鉄道強化促進協議会につきましては、基本的には、県と市町村が折半をするという組み立てになってございます。今回の国のほうの交付金に対応するものにつきましては、これは県のほうで独自に予算化をしたというものでございます。

それから、先ほどの答弁の訂正をさせていただきたいのですけれども、強化促進協議会負担金の、国の交付金分でございますが、これにつきましては、3,400万円のうち県費が578万円を占めているということでございます。

○小田島峰雄委員 私はまず1点お伺いたします。

県債残高の本年度末現在高見込額の御説明がございました、1兆4,000億円余りですが。お聞きしたいのは、プライマリーバランスとかさまざまいい方向では推移しているようでありまして、明確に例えば何年度に残高見込額を幾らにするという、そういう指針があるかどうかということをお聞きしたいと思います。

昨年の9月にお示しをいただきました中期財政見直しを見ましても、わずか半年やそこから大きく現実とそごを来して乖離してしまう計画を出されますと、私たちは何をもって我が本県の財政状況を判断すればいいのか、ちょっと迷うところもあります。ですから、語弊があるかもしれませんが、財源の捕捉の方法とか、そういうものはどうされているのか、行き当たりばったりというわけではないのでしょうか、我々がきちんと判断できるような、もう少し精度の高い見直しをお示しいただくわけにはいかないかということが第2点目であります。そこをお聞きしたいと思います。

○五月女財政課総括課長 県債残高につきましては、こちらは現在、平成26年度、平成27年度のあたりがピークとなるわけですが、これから償還が県債残高のピークをアウトしまして、これがだんだん減っていくという見込みになってございます。ただ、何年度ごろまでに何兆円以下にするとか、1兆円を切るとかという目標は立ててございませぬが、今公債負担適正化計画ということで計画を進めておりまして、その中で着実に県債残高を引き下げていくというような取り組みを、引き続き行っていきたいと思っております。

また、その見通しの関係ですが、中期財政見直しを定めるときには、不確定要素の多い中で、例えば税収等であれば横ばいですとか、交付税なんかも横ばいになるですとか、ある程度、仮定を置いて見込まないといけない面がございませぬ。その結果、今回平成26年9月に見直しをお示した後に、例えば国の平成27年度の地方財政計画等が明らかになりまして、そういうところで、御案内のとおり、ある程度地方にとって財源を確保していただいたというような事情があったりですとか、あとは税収を横ばいに見込んでおいたのが、先ほど説明ありましたように、法人税が伸びたりですとか、そういった、プラスに働く面もございまして、やはり見直しと、実際の結果というものが開き得るところがあるわけですが、委員御指摘のとおり、いかに見込むかというときに、どのようにしたら実態といたしますか、結果に近づくような形になるかというのは、さまざま研究が必要だと思っております。

まして、そういうところは少し我々も勉強しながら、次に見通しを示す際には検討していきたいと思います。

○**小田島峰雄委員** そのとおりなのだと思います。ただ、毎年地方財政計画が示されなければ見通しが立たないというのはいかがなものかと思うのであります。国の政策によって、地方の財政が左右されるというのはよくよくわかりますけれども、ある程度のシミュレーションの中で、こういった財源がこれだけというような、一番厳しい財政見通しを立てておられるのでしようけれども、そういう中で、議会におきましてもそれをもとにして判断をしていく、状況を見ていくという観点からいけば、できるだけ正確に近い見通しを出して議論をしたいなというふうに思います。

それから、また償還ピークが来ているから、これからは県債残高も少なくなってくるのだろうと、こういうことですが、またそれも当該年度の財政需要によって県債発行額が多くなれば、ピークがずれていくということにもなりかねない。当たり前の話ですが、こういうことです。だから、大まかでもいいから、償還ピークが来ているから、これからはプライマリーバランスをきちんと守りながら、県債残高を確実に着実に減らしていくのだと、そういうような積極的な、能動的なお考えをもって財政運営をやられてはいかかと思いますが、その点についても若干お聞きしたいと思います。

○**五月女財政課総括課長** まず、中期財政見通しの件につきましては、なるべく時代に即した形というのは委員御指摘のとおりだと思いますので、我々も御指摘のとおり、国の財政状況に左右されやすいというのはございますが、情報収集に努めたりですとか、そういったことを積み重ねて、なるべくより議会で十分御議論いただくにふさわしいような見通しを示せるように頑張りたいと思います。

それから、県債残高の見込みも御指摘のとおり、前提となりますのは毎年度のプライマリーバランスの黒字をしっかりと維持して、県債発行もできるだけ抑制しながら、毎年度県債残高がふえないようにしていくという取り組みは当然大前提になってまいりますので、そこはここ数年間プライマリーバランスの黒字を維持してきたということで、県債残高が下がってきている事実も当然ございますので、そういう取り組みを継続して進めたいと思いますし、公債費負担適正化計画の中で、毎年度ローリングしてございますが、その中でも、適正化に向けて県としてきちんと取り組んでいくということを書いてございますので、そういったメッセージですとか、財政計画の説明ですとか、留意して努めてまいりたいと思います。

○**工藤大輔委員** 先ほど久保孝喜委員が質問した交通対策費との関連で、重複しないところでお伺いしたいと思うのですが、先ほど交通対策費、三陸鉄道強化促進協議会負担金のうち、自社企画による旅行商品が、このうち3,400万円程度ということの説明があったと思いますが、商工労働観光部のほうでは10億円を超える、いわてに泊まろう誘客促進事業というような事業が準備されているということなのですが、そこの連動性がどうなのか、あとはその効果はどのように見ているのかお聞かせください。

○佐々木交通課長 三陸鉄道は、今年度の利用状況を見ましても、観光客が全国から来ていただいております、大きな観光資源になっているということでございまして、それを活用しながら、観光客の宿泊を含めて県全体をケアしていくという方向性のもとにそういった事業を組んでいるものというふうに理解をしているところでございます。

それから、お話がございました効果につきましては、手前どものほうで所管しております三陸鉄道強化促進協議会においては、利用者補助という制度をつくってございまして、これは地元の団体でありますとか、あとは旅行エージェントが三陸鉄道を利用して企画する場合に使用することによって、より一層利用者の増を図ろうということでございます。

そういったものも三陸鉄道強化促進協議会負担金の中に入れてございまして、商工労働観光部のほうで準備をしている事業と、そういう利用者補助を組み合わせることによって、効果はさらに上がるというふうに考えているところでございます。

○工藤大輔委員 自社企画の旅行商品はこちらのほうでやり、本会議でも説明がありましたけれども、商工労働観光部のほうの宿泊費の2分の1を補助するという事業と、恐らく同じような企画物ということにはなってくると思いますが、そこら辺がしっかり連動されるという認識でよろしいのかどうかお伺いしますし、実際にこれぐらいの金額で、どのぐらいの人が来るというふうに、利用されるかどうかも含めて、見込んでいるのかお伺いします。

○佐々木交通課長 うちの旅行商品ということで申し上げますと、例えば昨年度も実施したのですけれども、子供に人気がある、かいけつゾロリというキャラクターがございまして、そういったものを使って、旅行企画商品をつくったりという形のを、協議会負担金の中で考えているものでございます。

あとは、地場の企業と連携した商品の開発ですとか、販路拡大ということもやっておりますので、岩手に来たお客様に三陸鉄道に乗っていただいて、乗っていただくだけではなくて開発した商品、これもお買い上げいただくと。あとは宿泊をしていただくことによって、地元を通しての経済波及効果というものが大きくなると考えているところでございます。

○岩崎友一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定い

たしました。

次に、議案第 90 号平成 26 年度岩手県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○五月女財政課総括課長 議案第 90 号平成 26 年度岩手県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。議案（その 3）の 51 ページをお開き願います。

平成 26 年度岩手県公債管理特別会計の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8 億 8,004 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2,425 億 188 万 9,000 円としようとするものであります。補正内容につきましては、便宜予算に関する説明書により御説明申し上げます。

予算に関する説明書の 292 ページをお開き願います。まず、歳入であります。1 款財産収入、1 項財産運用収入は、県債管理基金の利子でございまして、409 万 3,000 円の減額でございます。

293 ページ、2 款繰入金、1 項一般会計繰入金は、一般会計の公債費からの繰入金でありまして、8 億 7,595 万 2,000 円の減額でございます。

次に、294 ページ、歳出であります。1 款公債費の補正の主なものは、県債償還利子の 12 億 832 万 4,000 円の減などでありまして、合計 8 億 8,004 万 5,000 円の減額でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○岩崎友一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案 91 号平成 26 年度岩手県証紙収入整理特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○田中出納指導監兼管理課長 議案第 91 号平成 26 年度岩手県証紙収入整理特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。議案（その 3）の 54 ページをお開き願います。

平成 26 年度岩手県証紙収入整理特別会計の補正予算額は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5 億 949 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 37 億 2,031 万 4,000 円としようとするものであります。補正内容につきましては、便宜お手元に配付しております予算に関する説明書により御説明申し上げますので、予算に関する説明書の 297 ページをお開き願います。

まず、歳入であります。1 款証紙収入、1 項証紙収入は 1 目県税の減額、2 目使用料及び手数料の増額を合わせまして 5 億 5,459 万円余を減額しようとするものであります。

次に、298 ページの 2 款繰越金、1 項繰越金は 4,510 万円を増額しようとするものであります。これは、前年度繰越金の確定に伴うものであります。

次に、歳出であります。299 ページをお開き願います。1 款繰出金、1 項一般会計繰出金であります。これは県税、使用料及び手数料にかかる証紙収入を一般会計に繰り出しするものであり、今年度の各収入の最終見込みにより、1 目県税の減額、2 目使用料及び手数料の増額を合わせまして、5 億 949 万円余を減額しようとするものであります。

以上で平成 26 年度岩手県証紙収入整理特別会計補正予算についての説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○岩崎友一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 100 号岩手県防災会議条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

○小向総合防災室長 議案第 100 号岩手県防災会議条例の一部を改正する条例案の内容について御説明申し上げます。議案（その 4）の 1 ページをお開き願います。なお、説明は、便宜お手元にお配りしております条例案の概要資料によりさせていただきます。

まず、1 の改正の趣旨についてでございますが、岩手県防災会議委員及び幹事のうち、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員及び自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命する委員並びに幹事を増員しようとするものでございます。

指定公共機関につきましては、東日本大震災津波における県とさまざまな公共的機関等

との連携した取り組み等を踏まえ、新たに6法人を2月6日付で追加指定したところであり、これに伴い当該法人の役職員を岩手県防災会議の委員に任命するため、委員及び幹事の定数を増員しようとするものでございます。

また、東日本大震災津波の検証を踏まえ、今後の防災上の課題とされている各分野における専門家の知見等を県地域防災計画に反映させる必要があることから、学識経験者を岩手県防災会議の委員に任命するため、委員及び幹事の定数を増員しようとするものでございます。

次に、2の条例案の内容についてでございますが、ただいま改正の趣旨で御説明したことを踏まえまして、(1)に記載のとおり、条例第2条に規定する指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員定数を6人増員し、30人以内に。裏面2ページになりますが、(2)に記載のとおり、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者の中から任命する委員定数を3人増員し、9人以内にしようとするものでございます。

また(3)に記載のとおり、新たな委員の就任にあわせて、幹事についても増員する必要があることから、条例第3条に規定する幹事定数を9人増員し、71人以内にしようとするものでございます。

次に、3の施行期日等でございますが、今年度の県防災会議は3月27日に開催する予定としておりますが、この会議から新委員にも参画いただけるよう、任命手続を進めたいと考えておりますので、公布の日から施行しようとするものでございます。また、委員の任期につきましては、通常2年間としているところでございますが、現在の岩手県防災会議委員の任期が、平成28年11月10日までとなっていることを踏まえ、今回新たに任命しようとする委員の任期についても、現行委員の任期と同様にするための経過措置を規定しようとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○岩崎友一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○柳村岩見委員 岩手県建設業協会とかが新たに入るという理解でいいのですか。今ごろですか。答弁は要りません。遺憾ですよ、こんなこと、今ごろ。恐らくこのことというのは、ある一つのインフラの分野において、当然以前から整備されていなければならなかったということですよ。以上。

○嵯峨耆朗委員 今回のこういった増員は岩手県だけなのですか。どこの県も、いわゆる被災3県というのは横並びで、こういった形でやっているものなのでしょうか、それとも独自に判断してやっているのでしょうか。

○小向総合防災室長 防災会議にかかる委員の任命ということでございますけれども、基本的には知事が任命するということでございますので、各県それぞれということになりますけれども、ただ東日本大震災津波であるとか、あるいは今後想定される南海トラフ地震、あるいは首都圏の首都直下型地震というようなことが言われてございますので、先ほど御

説明したとおり、さまざまな関係機関との連携をこれからさらに深めていく必要があるというようなことから、各県ともそういった関係機関との連携を深めるといった意味で、こういう委員をふやす傾向にあるというふうに存じてございます。

○**嵯峨耆朗委員** 悪いとかいいとかではなくて、いいことだと思うのですが、災害対策基本法によってここまで規定されているわけではなく、他県はする傾向にあるというの、どうかというのははっきり把握はしていないけれども、こういった委員を、岩手県として任命すると。実際には、福島県とか宮城県とか、他県はどうなのですか。そういう傾向にあるという話でしたけれども、やはり同様にやっているのですか、それとも今の時点では岩手県独自の判断ですか。

○**小向総合防災室長** 今回建設業協会、獣医師会、薬剤師会、栄養士会、看護協会、そして社会福祉協議会という6法人を追加したものでございますが、特に震災後、我々のほうとしてもさまざまな地域防災計画の修正であるとか、あるいは業務の継続計画であるとか、あるいはシステムの変更であるとか、防災体制の強化ということを検討して参りまして、その中で、やはり関係機関と連携していかなければならないということで、我々のほうの独自の検討の中でやってございます。

各県の状況を見ますと、例えば建設業協会であるとか、薬剤師会であるとか、栄養士会であるとかの法人は、相当程度委員に就任しているという部分がございますが、例えば獣医師会といった法人につきましては、東日本大震災津波において、ペットの関係で本県と非常に連携をしながら対応していただき、その後も非常に連携を深めていただいていることから、今回、全国で初めて本県のほうで任命するというところで、独自性も発揮しているところでございます。

○**軽石義則委員** 災害時、介護、福祉関係の皆さんや、障がいをもった皆さん、難病の皆さんも、いろいろ課題を出していると思うのですが、そういう現場の声を拾うためにはそれらの関係者を委員に入れるべきではないかと考えるのですが、委員の範囲を検討する段階で、それらの議論はなかったのでしょうか。

○**小向総合防災室長** いわゆる要支援者といいますか、障がい者の皆様の立場を考慮してということになりますと、社会福祉協議会において、社会福祉全般、特に障がい者等も含めて、本県と非常に連携をしながら取り組んでいただいていることから、今後も一緒に連携していくといった意味で、今回入っていただいているというものと考えてございます。

○**軽石義則委員** 社会福祉協議会も幅が広過ぎて、現場の状況をすべて把握して反映できるかといえば、そこまでいっていないような気もするのですけれども、今後はそういう部分を含めて、さらに検討は加えられるのでしょうか。

○**小向総合防災室長** 防災会議の委員につきましては、さまざまな課題を検討していく中で、今後さらにふやさなければならないというようなニーズといいますか、そういう必要性があれば、またさらに検討していくということが必要であるとは考えてございます。

○**軽石義則委員** そういう意味では、社会的弱者というふうに表示したらいいかどうか

かりませんけれども、災害弱者の生の声をしっかり入れるべきだというふうに思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

○岩崎友一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 101 号自治振興基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○泉市町村課総括課長 議案第 101 号自治振興基金条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。議案（その 4）、2 ページをお開き願います。内容につきましては、便宜お手元にお配りしております自治振興基金条例の一部を改正する条例の概要について御説明申し上げます。

1 の改正の趣旨であります。市町村等に対して、県単独資金の貸し付けを行っております自治振興基金につきまして、市町村への貸付実績を踏まえ、今後の貸し付けに支障が生じない範囲で一般会計に繰り入れるため、基金の額を減額しようとするものであります。

2 の条例案の内容であります。基金の額を現行の 115 億 600 万円から 95 億 600 万円に減額しようとするものであります。

3 の施行期日等ありますが、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上、検討よろしく願いいたします。

○岩崎友一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○小田島峰雄委員 一つお聞きいたします。ここに、市町村等への貸付実績を踏まえとありますから、平たく言えば需要がないというように理解をすればよろしいわけですね。償還期間や利率についてもお聞きしたいと思いますし、平成 26 年度の貸付状況等についてもまずお聞きをしたいと思います。

○泉市町村課総括課長 市町村の需要は結構ございまして、ただ額的には、平均で 5 億円ほどになってございます。今年度の実績は 1 億 6,600 万円ほどということでございまして、昨年度は 3 億円ということで、平均すると 5 億円の貸付実績がございまして。

償還期間につきましてでございますが、一般事業については 10 年以内、広域行政につい

ては15年以内、それから国体関連につきましても15年以内、震災復旧事業につきましても20年以内ということになってございます。

また、一般事業の利率でございますが、政府資金利率、これは事業にもよりますが、特定地域におきましては政府資金利率0.4%の2分の1の0.2%、それから特定地域以外でございますと、4%の政府資金利率を課します。広域連携推進ということで、合併した市町村に対しましては無利子。国体関連施設につきましては、同じく政府資金利率の2分の1、上限は3.5%。それから、東日本大震災津波の復旧事業については無利子ということで定められております。

○**小田島峰雄委員** 聞き間違いかもしれませんが、貸付実績が1億円から3億円程度と、こういうお答えだったと思いますが、そんなものなののでしょうか。昔は増額をしてくれという要望を盛んにやったものですが、今お聞きしましたら、1億円から3億円程度の需要ということになりますと、政府資金とか2分の1とか、魅力に欠けるわけではないと思うのですが、そういう実績にとどまっている理由等について何かお考えがあればお答え願います。

○**泉市町村課総括課長** 過去の実績を見ていただきますと、平成21年につきましては11億円、平成22年には4億円から5億円、平成23年も5億円、平成24年は3億3,000万円という実績になってございますが、このところの状況によりますと、有利な過疎債と、それから合併に伴います合併特例債の利用のほうが多くなってございまして、そちらがあるため、県の貸付利率のあるものとか、自治振興基金は交付税措置がございませんので、交付税措置のある有利な起債のほうを活用しておるといった状況でございます。

ただ、県といたしましては、こういった最後のとりでになります自治振興基金でございますので、この貸付額はきちんと維持していきたいというふうに思っています。

○**岩崎友一委員長** ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩崎友一委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩崎友一委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩崎友一委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第135号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**安岡警務部長** 議案第 135 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて御説明いたします。議案（その 4）の 36 ページをお開き願います。内容につきましては、お手元にお配りしております議案第 135 号関係の資料により御説明いたします。

本件損害賠償事案の相手方は、盛岡市在住の男性であります。本件事案は、平成 26 年 10 月 18 日午後 4 時 51 分ごろ、滝沢市大釜地内において、盛岡西警察署の警察官が交通取締中、男性から交通違反に関する事情をパトカー後部座席において聴取するため、車内を整理し乗車させようと交代する際、真後ろに男性がいることに気づかず、誤って男性の右足を踏み負傷させたものであります。本件は、この負傷に伴い計 6 万 4,284 円を相手方の損害額として賠償しようとするものであります。

損害賠償の原因であります。当該警察官は、交通取締現場において職務を執行する際には相手方の状況に十分注意して行動する必要があったところ、注意が十分でなかったことが主な原因と考えております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○**岩崎友一委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**嵯峨亮朗委員** 相当痛かったのでしょうか。単純な話ですが、今の説明ですと足でガツと踏んだのですか、それとも車で。

○**安岡警務部長** 警察官が応対した際に、足で足を踏んでしまったものなのですが、相手の方の右足の親指がもともと巻き爪であったということから、踏まれたことにより激痛が走ったということをごさいます。救急要請し、治療を受けたというものでございます。

○**岩崎友一委員長** ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩崎友一委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩崎友一委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩崎友一委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 136 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**安岡警務部長** 議案第 136 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて御説明いたします。議案（その 4）の 37

ページをお開き願います。内容につきましては、お手元にお配りしております議案第 136 号関係の資料により御説明をいたします。

本件損害賠償事案の相手方は、盛岡市在住の男性であります。本件事案は、平成 27 年 2 月 2 日午前 8 時 42 分ごろ、盛岡西警察署内において、警察官の職務執行中に男性が所有する携帯電話機の発信履歴等を確認するため、男性の承諾を得て、折りたたみ式の同機器を開いた際、ちょうつがいにあたるヒンジ部のプラスチック部分を欠損させたものであります。本件は、この携帯電話機の損傷に伴う修理費 5,400 円を相手方の損害額として賠償しようとするものであります。

損害賠償の原因であります。当該警察官は、職務執行において他人の物件を取り扱う際には、この状態を十分確認するなどの細心の注意を払う必要があったところ、その配慮が十分でなかったことが主な原因と考えております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岩崎友一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

この際、何かございませんか。

○佐々木博委員 昨年の決算特別委員会で、庁舎等の管理業務のダンピングが横行しているということで、最低制限価格を設けるべきではないかという質問をさせていただきました。それに対して、知事からも小田島総務部長からも非常に前向きな答弁がありました。また、その後でたしか斉藤信委員だったのではないかなと思いますが、やはり小田島部長に対して、ちゃんとやるのかという質問があつて、きちんとやるという答弁がありました。いつごろから最低制限価格を設けた制度に変えられるのか、進捗状況について伺いたいと思います。

○宮参事兼管財課総括課長 低入札の関係でございますけれども、9月議会におきまして佐々木委員から御質問等を頂戴しているところでございます。現在、低入札の状況等につきまして、管財課といたしましては、県庁舎の関係の管理委託業務の平成 26 年度の状況等につきまして、例えば入札額が予定価格と差があるような結果となった業務等について、

現在、任意という形でございますけれども、関係する事業者等々について調査等を実施しているところでございます。

そういった調査の実態などを見ながら、本県における低入札状況ですとか、課題とか問題点、あるいはこの対策を検討することにしてございますけれども、どういった方向で検討していくのがいいのかというところを調査しながら検討を進めてまいりたいというようなことで、今進めているところでございます。

指定管理のほうにつきましても、委員からお話があったように、12月議会の中で議員のほうから御質問等がございまして、この案件につきましても、いずれ指定管理業務の適正な執行を図ることに向けて、労働関連法令の遵守ですとか、雇用労働条件の適正な配慮について、改めて管財課のほうから各部局、関係課のほうに周知を図りまして、先般チェックリストの例示を示しまして、これに基づいてしっかりとそういった状況を把握しながら適切に進めていただくというふうな形での周知も図っているところでございます。

具体的な検討につきましては、まさに現在進めているところでございまして、低入札の関係につきましても、他県の状況などについても詳細に今調査をしているところでございますので、そういった結果を踏まえて、早急に検討を進めてまいりたいと考えています。

○佐々木博委員 正直に申し上げまして、随分遅いなというふうな印象です。私が決算特別委員会で言ったのは、恐らくこれから間もなく庁舎等の管理業務の入札があるでしょうから、それに間に合わせろという意味で言っているわけですよ。いかにダンピングがひどいか、あのとき具体的な事例も挙げて詳細に言っています。知事も、初めは何かちょっとピントがずれたようなことも言っていたけれども、やっぱりやらなければいけないと言っていてね、何に時間をかけてそんなに遅いのですか。到底理解ができないのですけれども、どうなのでしょう、部長どうですか。

○小田島総務部長 あの決算特別委員会での御質問をいただいて、ダンピングというふうに正確に言えるかどうかわかりませんが、いずれかなり価格的に低い価格で入札をされている実態というのを把握したところでございます。そういう実態について、どういうことが原因で、例えば8割ぐらいで入札できているところと、例えば2割、3割で入札できているところがあるのか。その辺のところの違いについて、きちりと把握しなければならぬという問題意識でいろんな調査をやってきているところでございます。

それについて、例えばどういう形で制約をかけられるのかということも含め、いろいろ調査をしております。できれば本議会内、来年度からの入札関係に間に合わせられれば、スケジュール的には一番よかったですけれども、それがかなわなかったわけでありまして、できるだけ早くそういうことについての結論を出していきたいというふうに考えてございます。

○佐々木博委員 非常に残念なことだと思います。決算特別委員会というのは、来年度に生かすためにあそこで議論しているわけですからね。しかも、公契約条例があるでしょう。私はあのときも指摘をしたけれども、要するに2割なんかで仕事をとって、ほとんど人件

費ですよね。普通に考えたって、まともな最低賃金なんか払えるわけがないでしょう。ほとんど人件費の業務で、例えば2割で落札して、最低賃金なんか払えと言っても間に合うわけがないではないですか。

一方では、そういったことを放置しながら、片方では建前だけ立派な条例をつくったって何にもなりませんよ。ぜひ急いでやるべきだと思いますし、年度途中でも、私は進めるべきではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○**小田島総務部長** いずれ公契約条例の関係もございまして、そこはその条例との整合性なり、さまざまな形での検討が必要だと思いますけれども、いずれにしましてもできるだけ早く方針については調査をし、お示しをしながら決定をしていきたいというふうに考えております。

○**工藤大輔委員** 数点お伺いしたいと思います。まず初めに、市町村の行政体制の強化という観点でまずお伺いしたいのですが、現在市町村もそれぞれ職員定数を削減しながら、住民からの高度化する、また多様化するニーズに応えるべく仕事をしているわけです。そういった中で、福祉部門というのはどうしても残さなければいけない、さらに強化していかなければならないということで、ふえている傾向にあるかと思いますが、一方で管理部門のほうは減らされてきているのかなというふうにも思います。

そういった中、国のほうから、例えば昨年4月であれば公共施設等総合管理計画の策定を求められたり、さまざまな計画の準備をするよということ、市町村もかなり対応が忙しくなってくると思いますが、そういった中でやっぱり行政体制の強化を相当支援しなければいけないのではないのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

また、先般の報道によると、盛岡市のほうではこの公共施設等総合管理計画を県内で初めて策定したということで、県も2015年度に策定する方針だということのようではありますが、その基本的な方針についてお伺いしたいと思います。

○**泉市町村課総括課長** 市町村の組織体制の強化でございまして、県といたしましては、毎年財政も含めまして行財政のコンサルティングというのを実施してございます。現在市町村は行政改革に伴いまして、職員がかなり減ってございますが、その減った中にも適切な市町村のマネジメントには行政サービスが維持できますよう、そのコンサルティングを通じて一緒になって考えているところでございます。

それから、公共施設等総合管理計画を盛岡市が策定してございますが、今年度からこの計画を策定する国の制度が始まりまして、平成28年度までに公共施設等総合管理計画を各市町村で策定するというので、今各市町村のほうで検討を進めているところでございます。

○**工藤大輔委員** 県がつくる計画と、市町村がつくる計画が大体イコールのような形になると思いますが、市町村のほうではかなり大変なのだというふうに思いますし、また最適化事業債の発行であったり、あとは地域活性化事業債の拡充が2017年度までの時限立法だというふうに国のほうから通知されているというふうに思います。そうすると、かなり限

られたスケジュールで、各自治体のそれぞれの資産がどうなのか、建物、道路、橋りょう、全ての面において、計画を立て、しかも何を残すか、何を統合させるのかどうかという判断を迫られてくるというふうに思いますが、これについても市町村にとってみたら相当喫緊の課題ではないかというふうに思いますが、サポートをどのようにしようとするのかお伺いをしたいと思います。

○**泉市町村課総括課長** 現在市町村におきましては、この公共施設等総合管理計画につきまして、他県や他の市町村の例を参考にしながら策定を進めると聞いております。来年度以降、順次計画を立てる予定と聞いてございまして、県といたしましても財政面、予算の確保及び、それからその管理計画にあたる人員の確保でございますが、この、算定する膨大な施設を管理する計画をつくる人員の確保も含めまして、市町村に助言してまいりたいなと思っております。

○**工藤大輔委員** 県のほうでつくるこの計画が公共施設の計画と、一方でこれは政策のほうで進められていると思っておりますが、国土強靱化の計画も、恐らく似たような中身なのではないかなというふうに思いますが、それらのつくらなければいけない計画との違いと、どのように一緒になってその計画づくりをするのか、それとも別なのかどうかお示しいただきたいと思っております。

○**宮参事兼管財課総括課長** 公共施設とその管理計画の策定の関係で申し上げますと、公共施設とその管理計画につきましては、市町村のほうというお話がございましたけれども、国のほうから、国あるいは県、市町村とも共同して管理する公共施設等について、総合的な管理計画をつくるということで要請がなされているところでありまして、本県につきましても平成 27 年度中に策定を目指して取り組むというふうなことにしているところでございます。

その策定の方法につきましては、現在関係する各部局長をメンバーといたします策定に関する内部推進本部を設置いたしまして、そのもとに関係課長によるチームをつくったところでございます。この中で、各部局等の状況あるいはそういったさまざまな各部局が所管している計画などとの整合なども図りながら進めていくというふうなことで現在検討しているところでございます。

○**森政策監** 国土強靱化計画のほうでございしますが、こちらにつきましては公共施設のような個別の施設、その塊の方針を決めるものではなくて、自然の大災害、例えば津波ですとか、地震ですとか、そういったことが起こったときに、県内でどういう被害が想定されるか、それに対しての対応方針、この基本的な考え方、これを定めるということで、中心になるのは脆弱性調査、どういうところに弱い点があるのかということで調査を進めることになっております。

これは、既に庁内連絡会議をつくりまして、管財課や公共施設の担当者も入れまして検討を進めているところでございます。県といたしましては、来年度の策定に向けて今進めているところでございます。

○**工藤大輔委員** わかりました。いずれ公共施設等総合管理計画だけではなくて、さまざまな計画を、福祉のほうも含めて、プログラム等も含めて、承認プランの関係も含めて、いろんなものがある中で、市町村の対応がかなりハードだというふうに思いますので、特にも被災地の市町村については、そのまま計画づくりができるのかどうか、相当な支援をしなければならないのか、あるいはつくる期間を延長してやらなければならないのかどうかといった課題が出てくるのではないのかなというふうに思いますが、最後にこれらの点について、特にも被災市町村についてお伺いしたいと思います。

あと次に、県の条例の関係についてお伺いしたいのですが、県の条例には県民の皆さんからお金を徴収するような、あるいは許認可に関するような県民生活に直結するもの、あるいは施設等の設置に関する条例などさまざま多岐にわたるというふうに思いますが、現在条例はどのぐらいあるのかどうかということと、各担当課のほうで見直しを行っているかというふうにも思いますが、どのような基準でやっているのかどうかお伺いします。

○**細川法務学事課総括課長** 本県の条例の数のお尋ねでございますが、平成 26 年度当初の段階でございますけれども、406 条例ということになってございます。条例のチェックについてのお尋ねだと思いますが、既存の条例につきましても、新規に制定してから 5 年経過したもの、あるいは前回の改正から 5 年経過して一度も改正がないものにつきましてもピックアップいたしまして、毎年度本当に改正の必要がないのか、あるいは条例の目的がもう既に達成して、その必要性が終わっているのではないかといった点などをチェックしてございまして、必要な場合には廃止なり、あるいはその時点で改正をする等行っているところでございます。

○**工藤大輔委員** 先般総務委員会でも審査された条例の改正で、市町村名が合併して 10 年たっているのに、旧市町村名が記載された条例が出されました。私は、それに気づかないのかなというふうに思い、びっくりしたのです。今の答弁では 5 年ごとに見直しをしているとか、毎年見直しをしているといいますが、そうであれば既にその点は直っているはずなのに、今の説明からするとちょっと矛盾をしていると思いますけれども、例えば条例改正が必要かどうかという判断をする以前に、細部までちゃんと定期的に見ていけば、その条例の効果がその時代、あるいは社会情勢に合致していたかとか、今はふさわしいものになっているかどうかというものも含めて、その運用の改善や、規則のほうも見直せるのではないかなというふうにも思います。

改めて矛盾していた答弁だなと思いますので、見直しの基準についてお伺いしたいと思います。

○**細川法務学事課総括課長** ただいまの見直しのチェック基準についてでございますが、前回給与条例の関係で、委員のほうから御指摘があった点を踏まえまして、条例の中には規定の仕方といたしまして、制度が国と類似しているようなものにつきましても、国の法律を参考にして規定しているような条例もございまして、その点につきましても、例えば前回も御議論がございました給与条例等につきましても、その書きぶりにつきましても国の

給与法を非常に参考にしている面もあったかと思えます。

しかしながら、委員御指摘の点も確かにそのとおりでございまして、給与条例につきましては、国の法律等を重視し、参考にしたところでもございましたけれども、全国の地域を対象とします国の法律と、それから都道府県一区域を対象とします条例では、やはりそれなりに異なる部分もあるのではないかなというふうにも考えるところでございます。

したがって、既にその時代に合っていない条例につきましては、個々の条文一つ一つについて、細心の注意を払ってチェックを行っていかなければならないと感じているところでございます。引き続き細心の注意をもって条例のチェックに当たらせていただきたいと思います。

○**工藤大輔委員** やはり条例ですので、つくってから見直し期間が長くなってもよくないですし、また恐らく細部まで見直しというか、チェックをしなかったのだらうなというふうにも思います、そうでなければ気づくはずですから。やはり条例等についてはその適法性、必要性や有効性、それと県の政策等に合致しているかどうか、適合しているかどうかというふうな視点等、常に意識をしながら運用していく必要があるというふうに思います。

そういった中で、各課それぞれに任せるということになると、先般のような事例も出てくるのだというふうに思います。ですから、義務化というのがいいのかどうか、あるいは見直すべき条例と見直す必要のない条例をしっかりと分けて、5年後には見直しますよというふうな期日をしっかりと設けていけば、確実にやるのだと思います。その中で、条例が必要か必要でないか、あるいは運用面で見直すべきか見直すべきではないかなど、これをちゃんとチェックすべきだというふうに思いますけれども、これを所管する部長に最後にこの点はお伺いしたいと思います。

○**小田島総務部長** 今委員のほうからお話をいただきましたし、私どもの実態については法務学事課総括課長のほうから御答弁申し上げたとおりでございます。我々のほうでも基準を定めながらチェックはしておりますけれども、なかなか十分でない部分につきまして、もう一度考え方を整理しまして、きちんと条例の必要な見直しができるように今後取り組んでいきたいというふうに考えております。

○**軽石義則委員** 昨日、ラグビーワールドカップ 2019 の開催都市が岩手県と釜石市に決定されたわけでありまして。きょう知事のコメントもいただきましたが、今回仙台市が外れて釜石市が決定をされたわけですが、被災地としても非常に大きい意味があるのではないかと思います。まずその部分についてどのように受けとめているのかお話をいただければと思います。

○**森政策監** ラグビーワールドカップの釜石市開催につきましては昨日発表されたところでございますが、何より被災地での開催でございますので、今まで賜った支援への感謝をお示しするうえで、大変大きな意味があると存じております。

大変恐れ入りますが、仙台市の落選については、私どもは情報を持っておりませんので、答弁のほうは控えさせていただきます。

○**軽石義則委員** 被災地で唯一の開催地が、釜石市。またグラウンドがないのも釜石市でございますので、これからが新たなスタートであるというふうに思いますけれども、そういう意味においては、これまでも世界各国から支援をいただいているわけですし、この開催に向けての共同立候補、そして決定という経過までに御尽力された皆さんには敬意を表し、感謝申し上げるわけですが、まさにこれからが本当の意味で、いろいろな取り組みをしなければならないと思っております。

復興スクラム議連としても、これからいろんな形で取り組みをしなければならないと思うのですが、任期もあと少しですので、それ以降のことも考えなければならないと思いますが、被災された皆様方にはまだ現地での複雑な思いがあるということもお聞きをしておりますから、そのことも十分に配慮した上で進めなければならない大事な事業ですし、やはりこの機会に全国、さらに世界に発信をすることによって、さらに復興の支援の輪が広がっていくことにもつながるという思いがございますが、その部分についてはどうお考えでしょうか。

○**森政策監** ラグビーワールドカップの成功に向けましては、何より地元の方々の御理解を賜ること、あとは沿岸市町村の御理解を賜ることが大前提となると考えてございます。そういう面での取り組みを進めたいと思っておりますし、あとは大会の成功に当たりましては、財源の問題が大きな問題でございます。これまでも国ですとか、関係団体とかにいろいろ御要望を申し上げてきたところでございますが、今回決まったこともございますので、さらにこの取り組みを通じまして、大会の成功に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○**軽石義則委員** 知事のコメントを見ますと、成功に向けて引き続き釜石市の取り組みを支援し、取り組んでまいりますと書いてありますけれども、他県を見ますと県も開催地と主体的に一緒に取り組みをしているようなところも多く見受けられますので、ここは引き続きという、今までの県の支援体制が引き継がれるような読み取りにもなりそうなので、さらに積極的に釜石市と一緒に成功に向けていくというような発信をしていただければと思います。それについて部長からコメントをいただいて終わります。

○**齋藤政策地域部長** まず、きのうはめでたく開催地が決定し、これまで復興スクラム議員連盟の大きな応援をいただきました。皆様のいろいろなお力をもって誘致が決まったのだと思います。いずれ最大の問題点はスタジアムがないということと、そしてまた、会場となっております鶴住居地区の整備の見通しも立たない状態ということで、正直言って心配な状況でございますが、これは何が何でもやらなければならない、世界に義務を課せられたものでございますので、復興の邁進ということで進めていって、一刻も早くスタジアムをつくれる状況を県として整備していくということは大事だと思いますし、共同立候補ということで、県といたしましても大会の成功に全力を尽くしてまいりたいと思っております。

○**久保孝喜委員** 復興局長にお尋ねをしたいと思っております。

やや一般質問めいた話になって恐縮なのですが、4年を経過する中で最近気になると思いますか、かつて余り見なかった報道が幾つか出ております。それは本格復興という名のもとで、具体的な大型の事業が被災地で行われるようになって、被災者の皆さん方の思いとのずれといいますか、事業そのもののずれ、例えば防潮堤の話だとか、あるいは先般あったのは復興まちづくりの話だとか、そういう当初余り考えられない事態というのが、本県のみならずですが、各地で報道されるようになってまいりました。

それはそれで民主主義ですから、いいことだというふうには言ったとしても、今後の事業執行、別けても加速化という観点からいうと、そういうところで時間を余り食いたくないみたいな思いも恐らく事業主体の側にあるでしょうし、一方でいろいろな報道などでも、学者先生方も被災地民主主義などということも言われ始めて、当初さまざまな事業は既にもう計画として決定済みのものであると。これは、手続に瑕疵はもちろんなくて、それぞれの段取りを踏んで決定はしていると。しかし、具体の事業執行の際に、今度は被災者の側から、いやちょっと待てという声がかかるというケース。これは防潮堤の高さの問題を含めて、これからかなり予想されてくるのではないかというふうに私は思うわけです。そのときに、防潮堤なんかは特にそうですが、県の事業主体としての立場からすれば、決定済みだし、そこに何の異論もないし、進めさせてくださいという話で、ある種、強行的な押し切りをすることが正しいのかどうかという判断が迫られてくるというふうにも思うわけです。

そういう場合の、県の構え方というか、対応の指針というか、そういうものについて、復興局もかなり悩ましいところにあるのだと思うのですが、その点に関する局長のお考えをまずはお聞きしたいと思います。

○中村復興局長 今久保委員のほうからお話があった点、なかなか難しい問題かと思えます。防潮堤のお話もございます。例えば災害公営住宅、あとは面整備の事業、いろいろございます。確かに当初は当初の計画として地域の方に十分御説明もし、御意見も伺いながら一定の計画をつくって進めているというところもあります。その段階で、また地域の方々からいろいろな御意見をいただいているケースもございます。基本的には、私の考え方としては、その時点、時点で御意見はしっかり伺っていかなければならないのだろうと思えます。ものによっては、確かに一部、その時点で計画が変更できるものと、やはりなかなか難しいものがあるのだろうと思えます。

でもそれは、やはり一回決めたからということで強行するというのではなくて、これはこうこうこういう事情があって、今から変更というのは莫大なお金がかかるとか、また時間を要するとか、3年、5年遅れるとか、そういったことも含めて、地域の方が絶対そうしてくれとおっしゃるのか、そこは懇切な丁寧な説明をした上で、基本的には御納得をいただいた上で進めていくということが、復興以外もそうだとおっしゃるのですが、基本的な考えになるのではないかなというふうに考えております。

○久保孝喜委員 基本的にその考え方は了解をいたしますし、局長の言うところの丁寧な

説明と、可能な限りのコンセンサスというのは、復興の未来にとっても非常に重要なことだろうというふうに思いますが、一方で、当初計画でまだ具体の事業に入らない、あるいはもう既に手がかかっている事業であっても、昨今の人口動態などからして、結果的にこのまま進めばオーバースペックになるのではないと言われるような住宅団地造成の問題とか、あるいは災害公営住宅への移動の問題で、事業の途中でであっても計画全体のある種の軌道修正をしなければならない事態というのも当然あるのだろうと思うのです。それを復興計画、県内全体を見る復興局の立場で、どこまでやり切れるのかと。

個々の事業の実態はもちろんその事業主体であるところの市町村だったりするわけですが、しかし財源を含めて全体をつかさどる復興局がどこまでそういうチェックを可能にするのかどうかというのは、これからの大きな課題なのではないかと私は思うのですけれども、特に人口動態の問題は、今議会でも大変大きな課題になっていますので、その人口動態から来る軌道修正というのを、例えばある時期、第2期計画のまさに中間年の中で一定程度洗い出しをすとか、私には何かそういう作業が必要なのではないかなという気がするのですが、その点についてはどうでしょうか。

○中村復興局長 人口動態のお話もありましたが、いま一つ特に沿岸部の中で大きな課題として出されているのが、災害公営住宅が何世帯分必要なのか、あとは自力再建のメッセージですね、防災集団移転促進事業を含めて、それが何区画分必要なのかと。今後被災者の方々が応急仮設住宅から出ていって、どういった生活再建をしていくかということと密接に関連してくるわけですが、当初、例えば県の災害公営住宅で言うと、全体で約6,000戸整備するというところで進めておりましたけれども、やはり事態が変わっていく中で、被災者の方々の事情が変わる、そういったことで、また意向が変わる。当初は自力再建を予定していたけれども、例えば資材の価格が上がる等々いろいろな状況の中で、自力再建が非常に厳しいというふうな判断のもとで、災害公営住宅のほうにシフトしていくといったような事例も実際に出てきてございます。

ですから、そこが我々として市町村のほうにお願いをして、応急仮設住宅に入っている方々全体を漏れなく対象に、まず現時点の最新の意向をしっかりと伺いして、それをまた災害公営住宅や面整備がどれぐらい必要かというようなことに反映をさせて、必要な計画修正はやっていく必要があるだろうというふうに考えています。

今後の人口動態まで踏まえてというところは、なかなか難しいところもございまして、そこは行く行く我々のほうとしても、各市町村と進めているいろんな事業が、本当に今の規模でいいのかどうかといったようなことも含めて、それが現時点でどれだけ軌道修正が可能なのかという側面もございまして、また各市町村ともしっかりと相談をして進めてまいりたいというふうに思います。

○岩崎友一委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 ほかになければ、これで、本日の審査を終わります。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。